

## 文化財の指定について

このことについて、別紙のとおり指定することとする。

(提案理由)

文化財の指定については、熊本県文化財保護条例第4条第1項及び熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第18号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）  
（指定）  
第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第2条第1項第1号で規定する有形文化財をいい、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財（以下「県重要文化財」という。）に指定することができる。  
2～6（略）
- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）  
（委任）  
第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
（1）～（17）（略）  
（18）文化財の指定  
（19）～（25）（略）  
2（略）



文審第2号  
令和5年（2023年）2月3日

熊本県教育長  
白石 伸一 様

熊本県文化財保護審議会  
会長 山尾 敏孝

文化財の県指定について（答申）

令和5年（2023年）2月2日付け教文第2580号で諮問のありましたこのことについて、令和5年（2023年）2月3日に開催の熊本県文化財保護審議会において慎重審議いたしました結果、下記1件を熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項に基づき重要文化財に指定するよう答申します。

#### 記

##### 物件1

名称：「福田寺の五輪塔」

指定種別：熊本県指定重要文化財（建造物）

答申理由：「熊本県文化財指定及び選定基準 第1 重要文化財 1 建造物（3）ア」

調書

益城町「福田寺の五輪塔」の県指定重要文化財（建造物）の指定について

名 称	福田寺の五輪塔（ふくでんじのごりんとう）
員 数	1 基
種 別	重要文化財（建造物）
指定理由	熊本県文化財指定及び選定基準第 1 - 1 - （3）ア
申 請 者	益城町教育委員会
所 在 地	上益城郡益城町木山 2 3 6（益城町交流情報センターミナテラス敷地内）
所 有 者	益城町
概 要	<p>福田寺の五輪塔は、中世山岳寺院であった福田寺に関する五輪塔である。通称「<small>とらがとう</small>虎が塔」とも呼ばれ、益城町内寺地区の<small>まつくぼいで</small>松窪井手に置かれていたと伝わる。</p> <p>本五輪塔は、阿蘇溶結凝灰岩の石材を組み合わせて造られており、一部に剥離がみられるものの形態的なバランスも良い完存の優品である。塔は、残存高 248.5cm、復元高 250 cm を測り、梵字の方位に沿って据えられている。地輪は、同規模の方柱石 2 点を前後に並べて組み合わせているため、正面観は一石、側面観は二石からなり、側面部の梵字は二石にわたり刻まれている。正面（南面）の修行門を表す梵字「アー」のみ陽刻した月輪内に収められており、正面の荘厳化を図る意図が読み取れる。水輪は、火輪及び地輪の横幅と比較して若干小さく、側面観は最大径をやや上方に持つ縦長の形態的特徴を有する。水輪上面には火輪と組み合わさる部分に<small>ほぞ</small>柄があり、柄内には<small>えんけいこう</small>円形坑が穿たれている。火輪は、水輪及び地輪の横幅と比較して若干大きく、<small>のきぐち</small>軒口は薄く軒端にかけて上方に反る。火輪の背は比較的高く、勾配が急な照り屋根状を呈する。上面と下面にはそれぞれ空風輪・水輪の柄を受ける柄穴が設けられている。空輪は、やや背の低い球形を呈す。</p> <p>梵字は、空輪部が剥離しているものの各輪には<small>ごりんとうしほうぼんじ</small>五輪塔四方梵字が、中央線を残しその両側を葉研彫りするという特徴ある彫り方で大きく刻まれている。また、地輪正面（南面）の梵字両脇には、「<small>びやくいでしにちりょうこくし いしごりんぞうりゆうたてまつる そつとうばいっ</small>白衣弟子日量國支／奉造立石五輪／率都婆一<small>き</small>基／石造立志者爲日量國支／父母<small>ふぼ</small>息出離生死瀆<small>そくしゆつりせいしほう</small>衆生平等利益<small>しじょうびょうどうりやくのためなり ぶんえい</small>也／文永八年辛未八月<small>はちねんかのとひつじはらがつ</small>」と銘文が刻まれている。</p> <p>このように福田寺の五輪塔は、熊本地震により火輪の一部が欠失したほかは、組み合わせもよい完存の優品である。また、その規模は県内における鎌倉時代五輪塔の中で最大級である。さらに、銘文からは鎌倉時代における造塔の様式をうかがい知ることができるとともに県内で 2 番目に古い紀年銘を持つ。以上より、福田寺の五輪塔は熊本県を代表する五輪塔の 1 つであり、県の重要文化財に指定し、保護をはかるものである。</p>
主要参考文献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緒方 勉編 1985『益城町の中世山岳寺院』益城町文化財調査報告書第 8 集 益城町教育委員会</li> <li>・益城町史編纂委員会編 1990『益城町史』通史編 益城町</li> <li>・益城町教育委員会編 2019『益城町埋蔵文化財調査年報』1 益城町教育委員会</li> </ul>

## 指 定 案 件 概 要

### 【重要文化財】

ふくでんじ ごりんとう  
福田寺の五輪塔（益城町）

種 別：熊本県指定重要文化財（建造物）

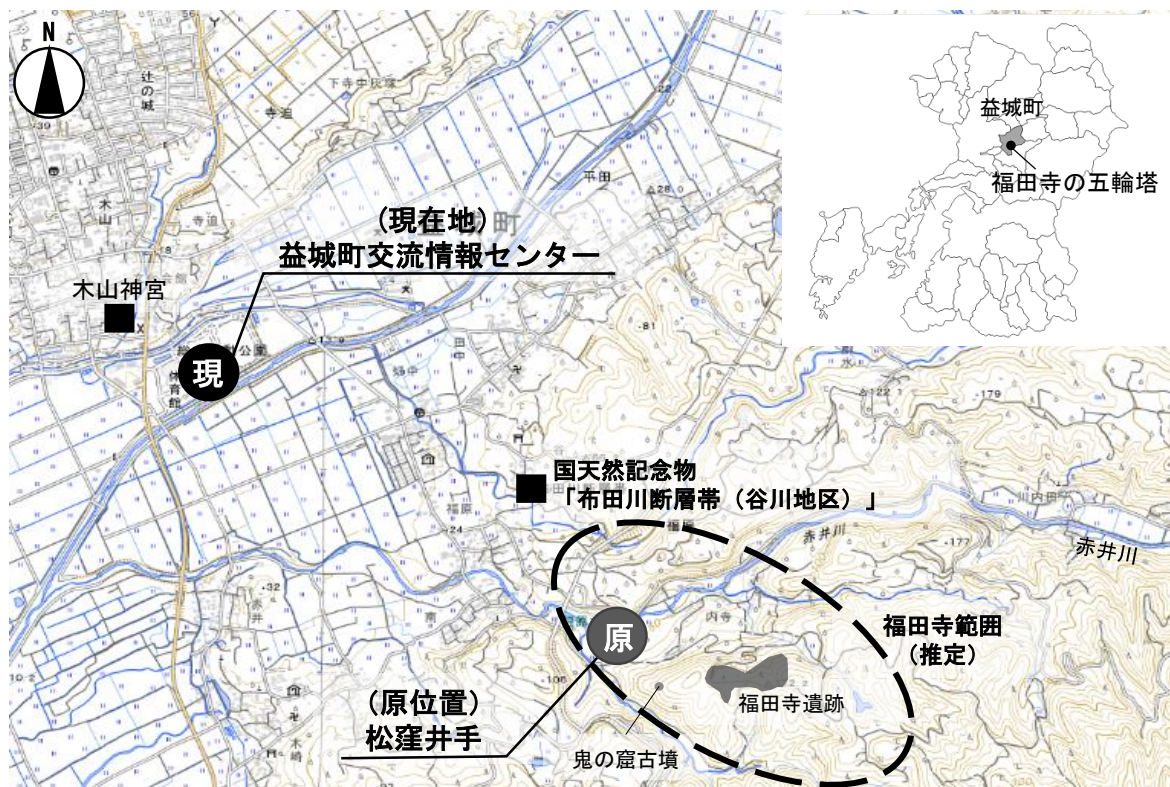
所 在 地：熊本県上益城郡益城町木山236

（益城町交流情報センターミナテラス敷地内）

#### 文化財の概要：

- 益城町に所在する中世山岳寺院福田寺に関する五輪塔<sup>※1</sup>。
- 造塔年代は、<sup>ぶんえい</sup>文永8年（1271年）。
- 現在は、益城町交流情報センターミナテラス敷地内に設置。
- <sup>あそようけつぎょうかいがん</sup>阿蘇溶結凝灰岩の石材を組み合わせて造られており、平成28年熊本地震被害による火輪の欠失等がみられるものの形態的なバランスも良く、五輪全てが揃う完存の優品。
- 残存高248.5cm（復元高250cm）で、県内における鎌倉時代五輪塔の中で最大級の大きさを誇る。
- <sup>ちりん</sup>地輪正面（南面）の梵字両脇に刻まれた銘文から、鎌倉時代における造塔の様式をうかがい知ることができるとともに、文永8年（1271年）の紀年銘は県内で2番目に古い。

※1 密教では宇宙はすべて空・風・火・水・地の万象によって構成されるとされ、これらを表したものが五輪塔。堂宇の落成、仏像の開眼供養のために造られたが、後には専ら墓石・供養塔として建てられた。

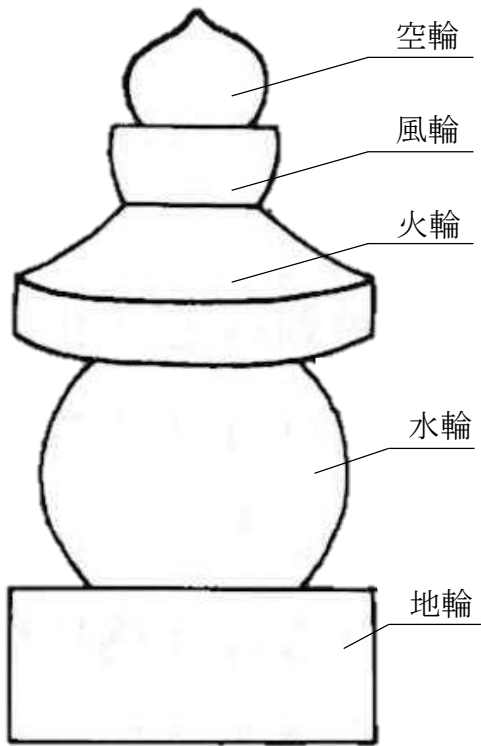


第1図 福田寺の五輪塔位置図

第1表 福田寺の五輪塔概要一覧

	概要	大きさ※	
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>中世山岳寺院福田寺に関する五輪塔</li> <li>阿蘇溶結凝灰岩石材の組み合わせ</li> <li>形態的なバランスも良い完全の優品</li> </ul>	高さ	248.5cm (250.0cm)
地輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>方柱石2点を前後に並べて組み合わせる</li> <li>正面(南面)の修行門を表す梵字のみ陽刻した月輪内に収め、正面の荘厳化を図る</li> <li>正面の梵字両脇に銘文を刻む</li> </ul>	高さ	54.0cm
		幅	正面 105.0cm 側面 109.0cm
水輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>火輪・地輪横幅と比較して若干小さい</li> <li>正円ではなく、最大径をやや上方持つ縦長の形態</li> <li>上面に柄を設け火輪と組み合わせる</li> <li>柄内には円形坑を穿つ</li> </ul>	高さ	72.0cm
		径	最大 92.0cm
火輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>水輪・地輪横幅と比較して若干大きい</li> <li>背が比較的高く、勾配が急な照り屋根状</li> <li>上下に空風輪・水輪を受ける柄穴を穿つ</li> <li>熊本地震により軒端部分欠失</li> </ul>	高さ	65.0cm
		幅	軒口 106.0cm
空風輪	<ul style="list-style-type: none"> <li>空輪はやや低い球形</li> <li>一部剥離</li> </ul>	高さ	空風輪 57.5cm 柄含む
			空輪 31.5cm (32.0cm)
		径	風輪 20.0cm
			空輪 37.0cm
			風輪 44.0cm

※ ( ) 内の数値は復元値

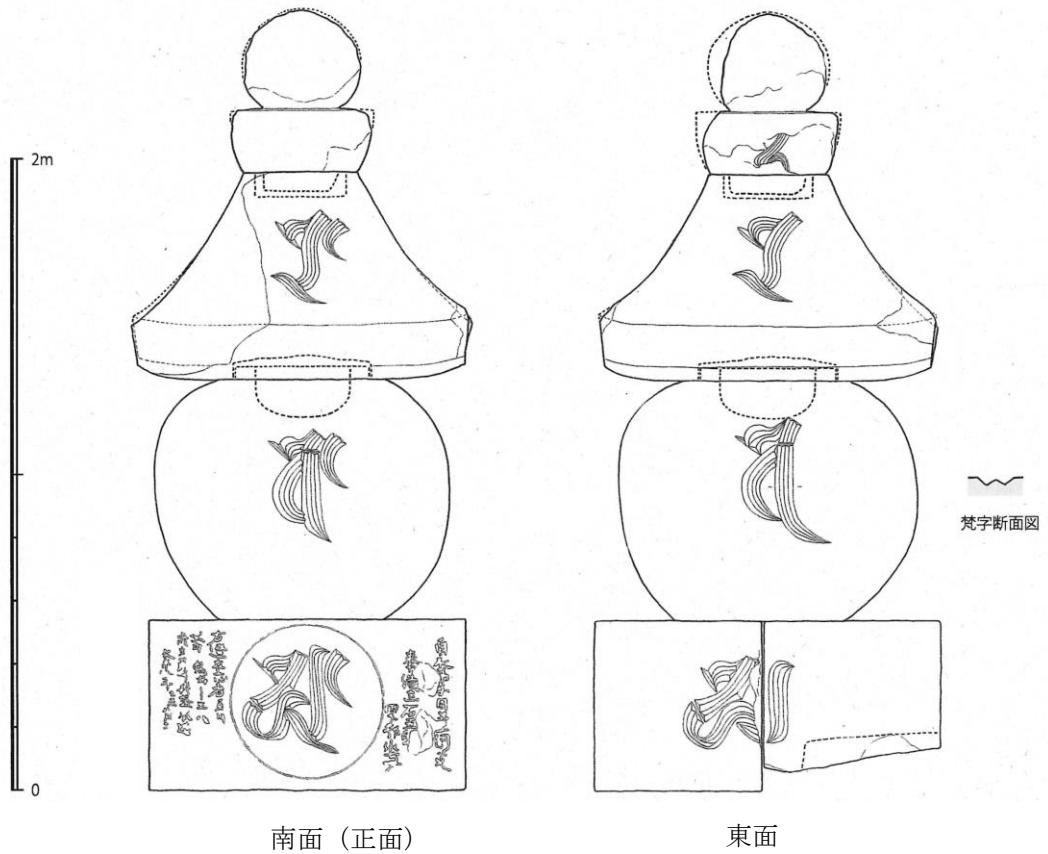


第2図 五輪塔各部名称



南面 (正面)

第3図 福田寺の五輪塔全景



南面 (正面)

東面

第4図 福田寺の五輪塔実測図





白衣弟子日量國支

奉造立石五輪

率都婆一基

ア一（地輪修行門）

石造立志者爲日量國支

父母□息出離生死邊□

衆生平等利益□也

文永八年 辛未 八月□□

第5図 福田寺の五輪塔正面(南面) 銘文

第2表 熊本県における主な五輪塔（鎌倉時代）

	指定 状況	名 称	所在 市町村	紀年銘から 見た年代	高 さ※	備 考
1	県	西安寺五輪塔 2号塔	玉東町	正嘉元年 (1257)	232.7cm ④	
2	町	福田寺の五輪塔	益城町	文永8年 (1271)	248.5cm ③	
3	市	トーボーシ五輪塔	熊本市	建治元年 (1275)	182.0cm	
4	県	来光寺五輪塔 1号塔	南関町	建治2年 (1276)	140.0cm	
5	市	田原寺五輪塔	熊本市	建治3年 (1277)	170.0cm	
6	県 (史跡)	勝福寺五輪塔 1号塔	あさぎり町	弘安4年 (1281)	152.0cm	
7	県	西安寺五輪塔 3号塔	玉東町	正応元年 (1288)	154.6cm	
8	町	尾峯山福田寺の永仁五年五輪塔	益城町	永仁5年 (1297)	-	地輪
9	県	賀庭寺五輪塔	荒尾市	永仁5年 (1297)	-	地輪
10	県	西安寺五輪塔 1号塔	玉東町	嘉元2年 (1304)	167.5cm	
11	市	長安寺五輪塔	宇城市	正和3年 (1314)	181.5cm	
12	県	来光寺五輪塔 2号塔	南関町	文保元年 (1317)	140.0cm	
13	県	船底五輪塔（厳島神社五輪塔）	熊本市	元享2年 (1322)	134.0cm	
14	県	浄業寺五輪塔	荒尾市	元享4年 (1324)	136.5cm	空風輪欠
15	県 (史跡)	勝福寺五輪塔 2号塔	あさぎり町	正中 (1324～1326)	121.0cm	
16	市	関白塔（東塔）	玉名市	（鎌倉～室町）	253.6cm ②	
17	市	関白塔（西塔）	玉名市	（鎌倉～室町）	268.8cm ①	
21	市	有福寺五輪塔	山鹿市	（鎌倉）	217.0cm ⑤	
22	市	雲閑寺五輪塔（西塔）	山鹿市	（鎌倉）	167.5cm	
23	町	西念寺五輪塔	大津町	（鎌倉）	204.0cm	
18	県 (史跡)	満願寺五輪塔（中央）	南小国町	（鎌倉）	155.0cm	
19	県 (史跡)	満願寺五輪塔（右）	南小国町	（鎌倉）	144.0cm	
20	県 (史跡)	満願寺五輪塔（左）	南小国町	（鎌倉）	156.0cm	
25		浄信寺五輪塔	益城町	（鎌倉）	167.0cm	
24	市	下谷観音堂五輪塔	天草市	（鎌倉）	164.0cm	

※ 数値横の①～⑤は高さの高い順を示す。



(参考) 県指定文化財答申実績 (平成21年度～令和4年度)

年度	審議会 開催日 時	指定 答申数	指定答申文化財	指定後の活用等
H21	3月3日	1件	・光圓寺の梵鐘 (工芸、八代市)	
H22	3月23日	2件	・聖滝 (名勝・天然記念物、山都町) ・五郎ガ滝 (名勝・天然記念物、山都町)	H26年度に国名勝 指定
H23	3月13日	1件	・領内名勝図巻 (歴史資料、熊本市)	
H25	7月19日	2件	・紅糸威腹巻 附鎧櫃 (工芸、熊本市) ・竹林七賢図屏風 (絵画、熊本市)	
H26	3月23日	1件	・門前川目鑑橋 (建造物、御船町)	
H27	3月23日	1件	・木造聖観音菩薩立像及び木造四天王立像 (彫刻、多良木町)	
H29	2月27日	4件	・下里御大師堂附厨子 (建造物、湯前町) ・千利休書状 (二月十四日) (書籍、八代市) ・細川忠興・忠利発給文書群 (古文書、熊本市) ・津森神宮お法使祭 (無形民俗、益城町・菊陽町・西原村)	下里御大師堂附厨子は、解体修理の様子を地元住民向けに公開し、説明会を実施 (R3年、R4年)
H30	1月31日	3件	・黒糸威横矧二枚胴具足 (工芸、熊本市) ・長目塚古墳出土品 (考古資料、阿蘇市) ・馬場楠井手の鼻ぐり (史跡、菊陽町)	長目塚古墳出土品は、記念シンポジウム、展示会を開催
R1	1月31日	2件	・木造二天王立像 (彫刻、あさぎり町) ・宇土半島の御輿来海岸及びその周辺の砂紋 (名勝、宇土市)	
R2	2月9日	2件	・金春流中村家能楽等関連資料 (歴史資料、熊本市) ・両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物 (考古資料、玉名市)	金春流中村家能楽等関連資料は、熊本博物館の企画展で展示 (R3年) 両迫間日渡遺跡出土祭祀遺物は、発掘された日本列島展で展示 (R4年、埼玉県・北海道・宮城県・宮崎県・奈良県)
R4	7月29日	1件	・中山観音堂の鰐口 (工芸、多良木町)	

・H28年は熊本地震、R3は新型コロナウイルス感染症の影響で指定なし。

○熊本県文化財保護条例

(昭和 51 年 3 月 30 日条例第 48 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日条例第 31 号

熊本県文化財保護条例をここに公布する。

熊本県文化財保護条例(昭和 30 年熊本県条例第 20 号)の全部を改正する。

熊本県文化財保護条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 県重要文化財(第 4 条—第 19 条)

第 3 章 県重要無形文化財(第 20 条—第 26 条)

第 4 章 県重要民俗文化財及び県重要無形民俗文化財(第 27 条—第 34 条)

第 5 章 県史跡名勝天然記念物(第 35 条—第 40 条)

第 6 章 県選定保存技術(第 41 条—第 45 条)

第 7 章 雑則(第 46 条)

第 8 章 罰則(第 47 条—第 50 条)

附則

第 2 章 県重要文化財

(指定)

第 4 条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第 2 条第 1 項第 1 号で規定する有形文化財をいい、法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、県民にとって重要なものを熊本県指定重要文化財(以下「県重要文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権限に基づく占有者が存するときは、その者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権限に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、熊本県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示して行うものとする。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該重要文化財の所有者に指定書を交付するものとする。

## 熊本県文化財指定及び選定基準

(昭和51年10月27日)

熊本県文化財保護条例第4条、第20条、第27条、第35条及び第41条に規定する熊本県文化財の指定及び選定は、当分の間、次の基準により行う。

### 第1 重要文化財

#### 1 建造物

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県の文化に密接な関係があるもののうち、技術的に優秀なもの、歴史的価値の高いもの。
- (3) 保存上重点的な措置が必要なものとして、次に掲げるもの。
  - ア 鎌倉時代以前の石造塔墓で、完型または完型に近いもの。
  - イ 室町時代の石幢六地藏で、完型または完型に近いもの。
  - ウ 江戸時代の代表的な寺社建築、民家、眼鏡橋。
  - エ 明治以降の建造物ですぐれたもの。

#### 2 絵画、彫刻、工芸

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県に在住した作家の手になったものですぐれたもの。
- (3) 県の絵画、彫刻、工芸史上または文化史上貴重なものですぐれたもの。

#### 3 書跡、典籍、古文書類

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 書跡は、県の歴史に重要な関係を持つ人、または県に在住した歴史上著名な人の手になる古筆、法帖等で価値の高いもの。
- (3) 典籍は、県の文化に密接な関係のあるもので、原本または優秀な古写本、あるいは、歴史的系統的にまとまっているまれで重要な版本等。
- (4) 古文書類は、記録、日記、地図等を含む。
  - ア 室町時代以前の古文書類。
  - イ 江戸時代の古文書類のうち、相当数まとまっていて、県の歴史を知るうえで史料的价值の高いもの。
  - ウ 明治以降のもので、比較的まとまっていて、県の歴史上重要なもので、かつ散逸のおそれのあるもの。

#### 4 考古資料

- (1) 国の指定文化財に準ずるもの。
- (2) 県内の出土品または伝世品で、県の文化史上貴重なもの。
  - ア 各時代の遺物のうち、類例がまれで学術的価値の高いもの。
  - イ 各時代の遺物のうち、標準となる典型的なもの。

ウ このほか、とくに弥生時代の青銅器、石人石馬、古墳出土品のうち一括して出土したもの等。

## 5 歴史資料

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

## 第2 重要無形文化財

### 1 芸能

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、芸術上価値の高いもの。

(3)県内に伝承された古武術で、本県独得の特色を持ち、その技術を正しく伝えるもの。  
例えば、流鏝馬、踏水術等。

(4)当該芸能にともなう用具等の製作、修理等の技術で優秀なものは芸能の一部としてそれらとともに指定することができる。

### 2 工芸技術

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)県内に伝承された工芸技術のうち、器材、技法等が手工業的であり、技術上すぐれたものであるもの。たとえば陶芸、染色、金工、木工、漆工等。

## 第3 民俗文化財

### 1 重要民俗文化財

(1)国の指定文化財に準ずるもの。

(2)県内の生活文化の推移を示すもので典型的なもの。

(3)保存上重点的な措置が必要なものとして次に掲げるもの。

ア 生産用具では農具、漁業用具、狩猟用具、紙すき用具、機織用具、山師、木地師道具等。

イ 交通に関するものでは、かご、道標等。

ウ 交易に用いられるものでは、看板、鑑札、行商道具等。

エ 信仰に用いられるものでは、庚申塔、絵馬、むな札等。

オ 民俗芸能、娯楽に用いられるものでは、がん具、舞台衣しょう道具、楽器等。

カ 民俗文化に関するものでは、ばしょう句碑等。

(4)上の資料は、まとまっているものを優先し、個々のものではとくに貴重なものに限る。

### 2 重要無形民俗文化財

(1)郷土に伝わる芸能のうち、よく伝統を保持し、すぐれたもの。たとえば練物、神事舞、仏事舞、雨ごい踊り、人形しば居、はやし、民謡、造物等。

(2)衣食住、生業、信仰等日常生活に関する風俗習慣の典型的なもの。たとえば神事、遊戯等。

(3)民芸品製作技術。

#### 第4 史跡

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないもので、学術上価値があるもの。
- (3)保存上、重点的な措置が必要なものとして次に掲げるもの。
  - ア 貝塚、古代住居跡、古墳等で、よく原型を保っているもの。とくに前方後円墳。
  - イ 役所跡、城跡、館跡、社寺跡、古戦場等のうち代表的なもの。
  - ウ 文化史上重要な貢献をした人物の墳墓で原位置にあるもの、及び住居で旧態を比較的保っているもの。
  - エ じゅく、その他の施設で建造物の存するもの。
  - オ 街道、条里制跡、窯跡、堤防、池、用水等産業交通土木に関する遺跡で、当時の形態を比較的保っているもの。
  - カ 庭園等で歴史上由緒深いもの。

#### 第5 名勝

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県内の自然美を代表するもの。
- (3)すぐれた展望地点。
- (4)人工的なものについては、芸術的または学術的価値の高いもの。

#### 第6 天然記念物

- (1)国の指定文化財に準ずるもの。
- (2)県内に存在するまれで重要な動植物および岩石鉱物。
  - ア 個体数少なく、または滅亡にひんしている動植物のうち学術上貴重なもの。
  - イ 原生林、社そう、植物群落、動物群集等の代表的なもの、並びに老樹、名木、巨木、奇形木、栽培植物の原木。
  - ウ 特殊な岩石、鉱物および化石の産地。
- (3)特殊な地形、地質学的現しょうを示す場所。
- (4)とくに貴重な動植物、岩石鉱物、化石等の標本。
- (5)動植物の分布上の限界地、自生地、繁殖地、渡来地の主なもの。
- (6)保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域。

#### 第7 選定保存技術

- (1)国の選定保存技術に準ずるもの。

#### 第8 その他（重複指定）

- 1 記念物等（史跡、名勝、天然記念物）では同一物件を二つ以上の種別で指定することができる。その場合、名称についてはより重要な方を先に名づける。